

国土利用計画(全国計画)と国土形成計画(全国計画)の 一体的な策定について

国土利用計画(全国計画)及び国土形成計画(全国計画)との関係

国土形成計画法において、国土利用計画(全国計画)と国土形成計画(全国計画)を一体のものとして定めることとしている。

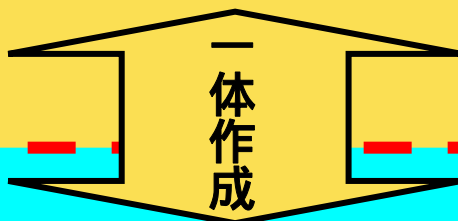
国土利用計画(全国計画)

国土の利用に関する基本的な事項について定めるもので、国土の利用に関して、国の他の計画の基本となる。

計画事項：

国土の利用に関する基本構想

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要



国土の利用、整備及び保全(国土の形成)を推進するための総合的かつ基本的な計画で、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきもの

計画事項：

土地、水その他の国土資源の利用及び保全

海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む)

震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減

都市及び農産漁村の規模及び配置の調整並びに整備

産業の適正な立地

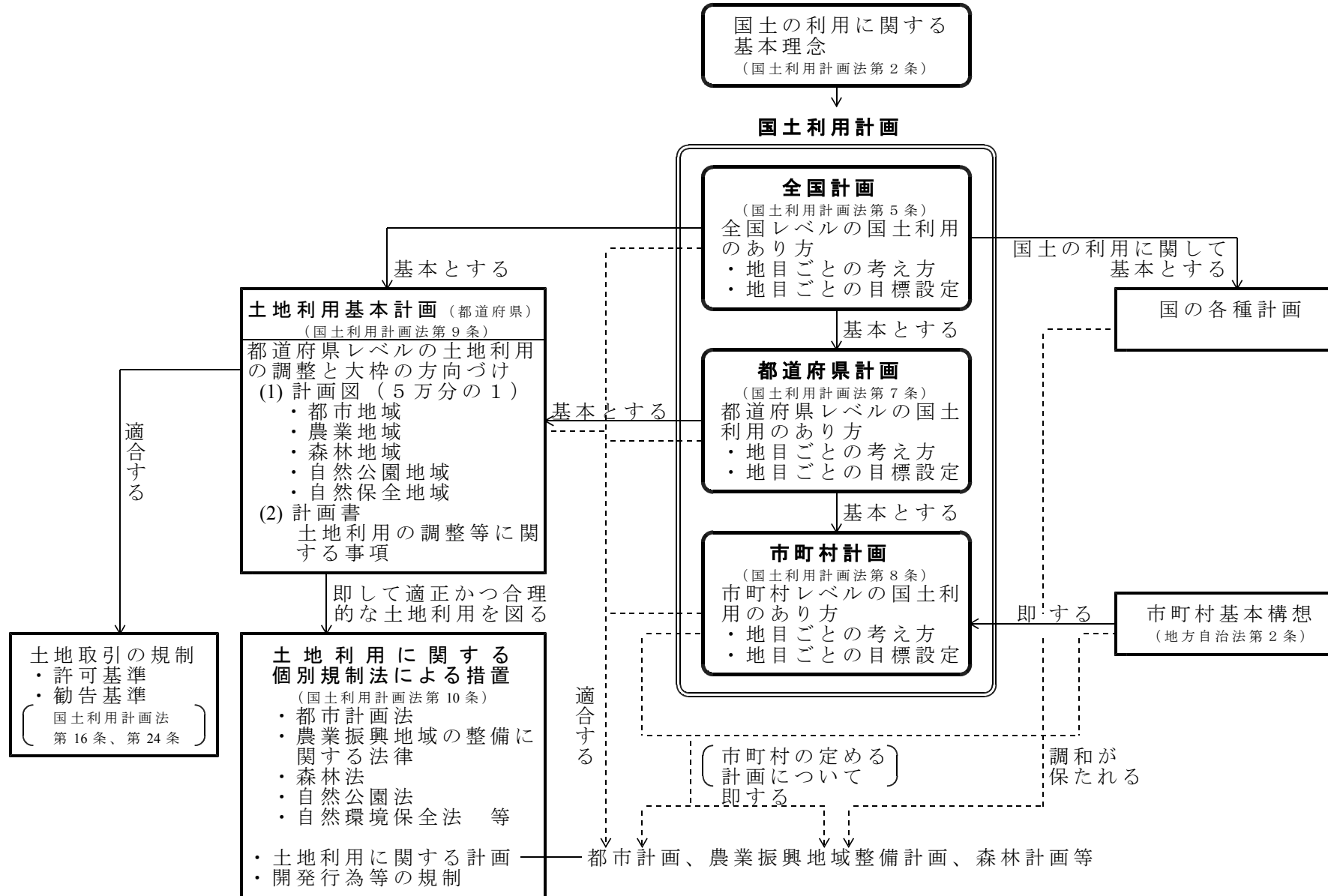
交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全

文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備

国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

国土形成計画(全国計画)

国土利用計画と他の諸計画との関係



国土利用計画の概要

○目的（国土利用計画法第1条）

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

○基本理念（国土利用計画法第2条）

国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、**健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展**を図ることを基本理念として行うものであり、国土利用計画はこの基本理念に即して策定される。

○構成（国土利用計画法第4条）

全国の区域について定める**全国計画**、都道府県の区域について定める**都道府県計画**、市町村の区域について定める**市町村計画**の3段階により構成されている。

○計画事項（国土利用計画法施行令第1条）

全国計画、都道府県計画、市町村計画いずれも次に掲げる事項を計画事項として定める。

- ①国土の利用に関する基本構想
- ②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

○計画策定手続き等

(1)全国計画（国土利用計画法第5条）

国は、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を策定

- ・国土交通大臣は全国計画の案を作成し、閣議決定
- ・国土審議会及び都道府県知事の意見聴取
- ・都道府県知事の意向を十分に反映させるための措置
- ・国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査の実施
- ・閣議決定後遅滞なく公表

(2)都道府県計画（国土利用計画法第7条）

都道府県は、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を策定

- ・審議会等及び市町村長の意見聴取
- ・当該都道府県の議会の議決
- ・市町村長の意向を十分に反映させるための措置
- ・国土交通大臣への報告及び要旨の公表
- ・国土交通大臣による助言・勧告

(3) 市町村計画（国土利用計画法第8条）

市町村は、当該市町村の区域における国土に利用に関し必要な事項について市町村計画を策定

- ・ 当該市町村の議会の議決
- ・ 住民の意向を反映させるための措置
- ・ 都道府県知事への報告及び要旨の公表
- ・ 都道府県知事による助言・勧告

○計画の基本性（国土利用計画法第6条、第7条、第8条、第9条）

- ・ 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。
- ・ 全国計画は、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ・ 都道府県計画は、市町村計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ・ 市町村計画は、地方自治法第2条第4項^(注)の基本構想に即する。

（注）地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための**基本構想**を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

○その他

- ・ 都道府県計画及び市町村計画の内容については、当該団体の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じ、その特性を生かすとともに、環境の保全に配慮するものであること。
- ・ 都道府県計画及び市町村計画は、それぞれの行政区域について国土利用の基本的方向を示すものであり、地方行政の根幹に関わるものであるため、その策定は地方公共団体の自治事務とされている。

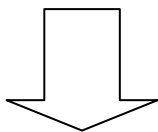
国土利用計画(全国計画)の検討に係るこれまでの経緯

国土利用計画研究会

平成16年8月～平成17年2月 国土利用計画研究会を8回開催

平成17年4月 国土利用計画研究会報告(「今後の国土利用の在り方に関する検討状況～国土利用の質的向上による「持続可能な美しい国土」の形成～」)

国土利用を考える際のポイントとして『安全性』、『持続可能性』、『美しさ・ゆとり』を提示

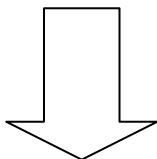


国土審議会土地政策分科会 国土利用計画部会

平成17年3月10日 第1回国土利用計画部会

平成17年9月2日 第2回国土利用計画部会

国土形成計画法 公布
(平成17年7月29日)



国土審議会計画部会

平成17年10月14日 持続可能な国土管理懇談会

持続可能な国土管理に関する論点

平成17年10月31日

第1回持続可能な国土管理専門委員会

現行(第三次)国土利用計画の点検

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

全国的には、農用地と森林の乖離(17万haと13万ha)が大きく、「その他」の乖離(+38万ha)にほぼ匹敵

上記の全国的な傾向は、地方圏において顕著

市街地面積の拡大は鈍化しており、都市的土地利用への転換圧力は低下

(*は、計画値を下回って(もしくは上回って)いるもの、無印は基準値と計画値の間であることを表す)(単位:万ha)

区分 地目	平成4年 (基準年)			平成17年 (目標年次)			平成15年 (現況値)			乖離状況 (現況と目標)		
	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏	全国	三大都市圏	地方圏
1.農用地	525	67	458	499	59	440	482	62	420	*-17	3	*-20
農地	516	67	449	490	59	431	474	62	413	*-16	3	*-18
採草放牧地	9	0	9	9	0	9	8	0	7	*-1	0	*-2
2.森林	2,520	320	2,200	2,522	320	2,202	2,509	316	2,193	*-13	*-4	*-9
3.原野	27	0	27	23	0	23	26	1	25	3	1	2
4.水面・河川・水路	132	18	114	135	19	116	134	19	115	-1	0	-1
5.道路	117	25	92	137	28	109	131	27	104	-6	-1	-5
6.宅地	165	55	110	185	61	124	182	60	121	-3	-1	-3
住宅地	99	33	66	110	37	73	110	37	73	0	0	0
工業用地	17	6	11	18	6	12	16	6	10	*-2	0	*-2
その他宅地 (商業用地等)	49	16	33	57	18	39	57	18	39	0	0	0
7.その他 耕作放棄地、 公共施設、北方 領土等	292	52	240	278	50	228	316	52	264	*38	*2	*36
合計	3,778	537	3,241	3,779	537	3,242	3,779	537	3,242			
市街地	117	60	57	140	70	70	125	64	61	-15	-6	-9

資料: 現況は国土交通省「土地利用現況把握調査」による。

注 1)道路は、一般道路、農道及び林道である。

2)数値は、国土交通省が既存の各種の統計を基に推計したものである。

3)地域区分は、次のとおりである。

三大都市圏: 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 岐阜, 愛知, 三重, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良の1都2府8県

地方圏: 三大都市圏を除く地域

4)市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地域。平成4年欄の市街地面積は平成2年、平成14年欄の市街地面積は平成12年の国勢調査による人口集中地域の面積。